

平成23年4月12日

南砺市長

田 中 幹 夫 様

要 望 書

「解体工事の分離発注及び解体専門業者の
活用についての要望」

4/12 次頁 4名 封
中山 村 本



社団法人 富山県構造物解体協会
会 長 石 本



富山県富山市芝園町1丁目7番4号



1 要望事項

解体工事の分離発注及び解体専門工事業者の活用についての要望

(1) 他の建設工事との分離発注

解体工事に伴う建設工事を発注される場合、解体工事を他の建設工事と分離して発注されるよう要望します。

(2) 解体工事専門業者への指名

解体工事を指名される場合、解体工事の施工能力(実績)のある解体工事専門業者を指名されるよう要望します。

2 要望の趣旨、理由

(1) 解体工事は新築工事とは異なる知識や技術を必要とする特殊な工事です。

資源循環社会の構築に向け、資源の有効な利活用、環境の適正な保全等時代の要請に応えるため、分別解体を義務付けられている解体工事は、新築工事とは異なる知識や技術が必要な特殊な工事です。

国土交通省では、事の重大性に鑑み、平成18年4月に「建築物解体工事共通仕様書・同解説」(以下、解体工事共通仕様書と言う)を制定し、工事の安全対応、並びに適正な施工や解体に伴い発生する廃材の適正処理並びに再資源化を行っています。

[詳 説]

重機で一気に押し潰して全てを廃棄物にし、その廃棄物を野焼きしたり埋め立て処分をして事足りたりした時代は遠い過去となりました。

資源循環型の社会の構築、資源の有効利用、環境保全が求められている現在、解体工事には解体排出物の再資源化、並びに適正処理を大前提に分別解体施工が義務付けられています。

平成14年5月から全面施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に謳われているとおりです。

解体工事は他の建設工事とは異なり、解体工事共通仕様書に記載されているような知識や技術を必要とする特殊な工事です。

このことから、事故のない法令に準拠した適正な解体工事の遂行を図るには、解体工事専門業者への分離発注によることこそ、社会の要請に応える最適の方策と思料します。

(2) 解体工事に対する社会的な関心・重要度がますます高まっています。

分別解体した発生材は、輸入原料と共に流通し、またいろいろ加工して利用され、廃棄物の縮減と再生資源として有効に活用されています。

また、飛散性アスベストによる健康被害が大きな社会問題となりましたが、建築物には、多種多様の有害物質が使用されており、建築物の解体(改修)等の工事においてはこのアスベストやその他の有害物質を適正に分別し、処理をすることが法令で定められています。

[詳 説]

資源が少なく国土の狭い我が国は、スクラップ・アンド・ビルドは避けて通れない宿命です。昭和40年ころから急速に建設された建築物等が更新期に入ることから、解体工事は今後増加し、ピーク時には現在の3～4倍に達するとも言われています。(国土交通省調)

解体工事は、これまで比較的小規模な住宅等が対象でしたが、次第に大型化、高層化、そして複雑化してきています。断熱材や耐火材のアスベストはもとより、冷凍設備のフロンガスや臭化リチウム、電気設備のトランスの絶縁油のPCB及び蛍光灯ランプの水銀、非常電源等の蓄電池、小型焼却炉のダイオキシンなどその分別方法や処理方法などは難解であるが適正な対応が義務付けられています。

このように適正に解体分別した発生材は再生資源として広く一般的に資材として流通し、発生材から創られたRPF (refuse paper and plastic fuel) は石油や石炭に変わって工場の熱源燃料として利用され、省エネやCO2排出削減などに貢献し、物によっては品薄状態となることも珍しくありません。

(3) 解体工事現場には専門技術者の配置が必要です。

解体工事現場は、工事の安全な施工管理はもとより、解体時の発生材が法令や再資源化に基づく分別、種別による適正処理、環境の保全や保護までの確にタイムリーな判断ができる知識や技術を有する専門技術者の配置が必要となります。

[詳 説]

近年、地球資源の有限性がクローズアップされ、建設系の廃棄物についてもその有効利用が求められており、廃棄物の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再利用(リサイクル)が至上条件となっています。

それ故、資源循環型社会の構築、資源の利・活用、環境保全などの社会的要求を認識し、廃棄物の再資源化と適正処理を大前提に施工しなければならない現在の解体工事に的確に対応するためには、解体現場で常に静脈側に目を向ける専門家(技術者)を配置することが必要です。

しかるに残念ながら未だ解体工事専門の国家資格がありません。しかし、解体現場には特殊な技術者が必要なことには変わりなく、現在は(社)全国解体工事業団体連合会(以下、(社)全解工連と言う。)の運営する「解体工事施工技士資格制度」を活用して、全国的に解体工事専門の技術者を育成し、解体工事現場の施工管理にあたっています。

なお、この技術者は平成18年に制定された「解体工事共通仕様書」において第3節 工事現場管理の1.3.1施工管理(c)で取り上げられ、「建設リサイクル法」で定める技術者として一定の評価をいただいています。

(4) 解体工事に関する事故が社会問題化しています。

解体工事の増加やその解体対象物の大型化や付随する特別化学物質等で複雑化することに伴い工事の難易度が上昇しており、公衆災害や労働災害が頻発して社会問題化しています。

[詳 説]

平成15年3月に静岡県富士見市で建物の解体工事現場で外壁が公道に崩落し、死者4人、負傷者2名を出す大惨事となるなど、近年解体工事の災害が増加しています。

安全作業の徹底や公共工事の減少等で建設工事の事故が減少傾向にある中であって、解体工事は他の建設工事に比較して、事故発生率が異常に高い現状にあると言われています。

(社)全解工連の調査によれば、平成10年から同12年の3年間で77人だったのが、平成13年から15年では126人と63.6%も増加し、現在もその傾向にあるとのこと。

原因はいろいろ考えられますが、私どもを含め発注者や元請業者が「たかが解体工事」と解体工事を軽視してきたこと、また公共工事が減少する

なかで他の業種が技術も伴わないのに安易に参入したことなどが根底にあると考えられています。

国土交通省では、事態を重く受け止め平成15年7月に施工者、発注者に対する解体工事に関する留意事項を取りまとめ、「建築物の解体工事における外壁等の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を作成し、周知徹底を図っているところです。

このため、私ども解体工事業者は、かねてから法人団体を組織し、急速に高度化、複雑化する解体工事に対応するため、積極的に講習会や研修会を開催し、技術力の向上や施工管理能力の研鑽に努めているところです。

解体工事に係る災害を減少させるためにも、解体工事は当協会会員等、解体施工の専門技術者を多数抱え、豊富な実績と管理能力のある解体工事専門業者に施工させるものとする考えの次第です。

また、私ども協会は公共工事について一般的な「請負賠償責任保険」に加えて、施工中の振動等による隣地の損害に対応するための「地震振動補償保険」を特別契約として、協会全体でこれに団体契約しており、工事による地盤沈下や建築物傾斜等の万一事故となった場合の事故対応サービスを含んでおり発注者の方々に非常に喜ばれております。

[むすび]

「安全で法令に準拠した適正な工事」、「資源循環型社会に貢献する分別解体」を実現するには、解体工事を他の建設工事と分離して発注されるとともに、解体工事専門業者への発注こそ、時代の要請に応える方策であると思料する次第です。

解体工事業者が法令を遵守し、国民や行政の期待に応えるべく努力することはもちろんですが、行政の側におかれましても、是非解体業者が自信と誇りを持って仕事ができるよう制度を整備され、積極的にご指導していただきたく深くお願いする次第です。

今回の要望も決して単なる解体業界のエゴではなく、現状を認識した上での公益的観点からお願いするものであり、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。